

財務省告示第十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

國務大臣 平沼 赳夫

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百三 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別會計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十 條第一項
三	発行方法	郵便貯金資金による引受け
四	発行金額	額面金額で四千五百億円
五	払込金額	四千五百四億五百万円
六	額面金額の 種類	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十二月二十日
八	発行価格	額面金額百円につき百円九銭
九	利率	年〇・一パーセント
十	初期利子	平成十五年六月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 第二期以後の利子
 毎半年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

十 十 十
五 四 三 二

払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 還 還
日 支 額 期 限

平 取 国 日 額 平
成 扱 債 本 面 成
十 店 代 銀 金 十
四 並 理 行 の 額 六
年 び 店 本 円 年
十 二 取 及 本 につ 十
二 月 扱 国 店、 月
十 月 郵 債 支 支 二
日 局 元 店、 店、 十
日 利 金 支 代 日

理店、
金支払